



12月 土居隣保館カレンダー



日	月	火	水	木	金	土
			1	2 入-アロビ ック 10:00~	3	4 第73回 人権週間 12/4~10
5	6	7	8	9 入-アロビ ック 10:00~	10 人権デー	11
12 しめ縄作り 体験教室 9:30~	13	14	15	16 入-アロビ ック 10:00~	17	18
19	20	21 3B体操教室 10:00~	22 入-アロビ ック 10:00~	23 入-アロビ ック 10:00~	24	25
26	27 職業相談 10:00~	28 仕事納め	29 休館日 (~1/3まで)	30	31 	1/1

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更・中止となることがあります。ご了承ください。

隣保館では、人権相談や職業相談を行っています

悩んでいることはありませんか？

隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。「職場でのハラスメント」、「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。また、毎月25日(原則)は、ハローワークの巡回相談(職業相談)を行っています。

土居隣保館便り

12月号

発行:土居隣保館 〒799-0703 土居町藤原 5-400-3 TEL/FAX 28-6356

12月4日(土)~12月10日(金)は第73回人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会で、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、全ての人間が生まれながらにして基本的な人権を持っているということを初めて公式に認めた宣言で、人権保障の目標と基準を国際的にうたった画期的なものです。この宣言が採択された12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

20世紀には世界を巻き込んだ大戦が2度も起こり、特に第二次世界大戦では人権の軽視が戦争を巻き起こし、その戦争がさらに特定の人種への迫害、大量虐殺などの人権侵害、人権抑圧を引き起こすという悪循環が生じました。この悪循環を断ち切り、真の世界平和の実現のため、全ての国と人々がお互いを自分と同じ人間だと認め、協力し合い、人権を守らなければいけないとの決意から世界人権宣言が生まれました。

しかし、73回目の人権週を迎える現在においても、世界から戦争はなくなり多くの人々がその犠牲になっています。また、日本においても、部落差別、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別、インターネットを利用した匿名での誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障がいのある方への差別、ハンセン病問題など様々な人権問題が依然として残っています。世界人権宣言には特別なことや、難しいことが書かれているわけではなく、人が人として当たり前前に生きていくための権利がうたわ

れています。その中身を一人でも多くの方に知ってもらいたいと思います。
 人権尊重への理解を深め、誰もが他人のことを思いやり、お互いの人権を
 尊重し合う。一人ひとりがそう考え、行動することで差別や偏見はなくな
 っていきます。

法務省の人権擁護機関では、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問
 題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらえるよ
 う、「誰かのことじゃない。」を啓発重点目標に
 掲げ各種の人権啓発活動を幅広く展開しています。

また人権週間において、人権についての意識を高め
 ていこうと、日本各地で様々な催しが行われてい
 ます。人権週間を迎えるにあたり、誰もが安心して
 暮らせる社会を作るため、もう一度人権について一
 緒に考えてみませんか。



来館者の方にお花をいただき、玄関に飾っています。
 ありがとうございました♪



隣保館講座 参加者募集のお知らせ

なわづく たいけんきょうしつ
 昔ながらのしめ縄作り体験教室



～手作りのしめ縄で新年を迎えませんか～

日時 12月12日(日) 9:30~12:00

場所 土居隣保館 会議室

定員 20名程度

参加費 無料

申込締切 12月8日(水) 17時まで

※参加希望の方は、電話またはFAXでお申し込みください

TEL 28-6356 (FAX兼)



～世界の子どもにワクチンを～

ベルマーク・ペットボトルのキャップ・使用済み切手の回収にご
 協力をお願いします

